

平成27年11月6日

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
所属団体 御中

臨床心理職国家資格推進連絡協議会
会長 鶴 光代

三団体会談による「公認心理師教育カリキュラム案」について

このたび、三団体会談より、三団体会談による「公認心理師教育カリキュラム案」が届きましたのでお知らせ申し上げます。

学部および大学院カリキュラム案について、これまで公表されてきた日本心理学諸学会連合と臨床心理職国家資格推進連絡協議会のカリキュラム案を、三団体会談にて、一つの案に取りまとめるに際し、下記のことが留意されました。

- (1) 学部カリキュラム案については、平成26年4月19日の三団体会談で、2つのカリキュラム案は共通性が多いということで大筋合意が得られていた案を微修正し、今回の三団体会談による「公認心理師養成・学部教育カリキュラム案」としました。
- (2) 大学院カリキュラム案は、10月31日の三団体会談で、2つのカリキュラム案を比較検討し、三団体会談による「公認心理師養成・大学院教育カリキュラム案」として取りまとめました。
- (3) とりまとめの方針は、公認心理師法にそって、大学院カリキュラム案をまとめることとしました。具体的には、以下の3つの柱で構成いたしました。
 - ① 公認心理師法第2条にある「公認心理師」の4つの「業」に沿って、教育カリキュラムの内容を構成する。(基幹科目を参照)
 - ② 汎用性資格である公認心理師の実践の場を大きく5領域に分け、それぞれに対応する心理学や心理支援学、援助技法を学修するカリキュラム内容とする。(展開科目を参照)
 - ③ 実践実習科目は、学内実習と学外実習をもって構成する。

以上、三団体会談による「公認心理師教育カリキュラム案」につきましてのご報告でございます。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。